

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宍 栗 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 栗 市 (2 8 2 2 7)		
地域名 (地域内農業集落名)	道谷地区 (道 谷)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 4 月 2 2 日 (第 1 回)		

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者不在の農業者の農地面積が2.3ha（区域面積の50％）と多く、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・耕畜連携を進めるため飼料作物を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について市、県、ＪＡと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.62 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を今後とも進める検討を行い、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けることを検討し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施して約38年が経過し、水路・農道の経年劣化が心配される。今後、集落で長寿命化事業への取り組みについて協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内では2名の認定農業者が区域の農地の71%を耕作しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
(一財) 宍粟北みどり農林公社による農薬散布業務委託を活用

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道、用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。 ⑨区域内に肉牛生産者（認定農業者）が存在しており、循環型農業を区域内で実施するよう耕畜連携に一体となって取り組む。				